42. マラウイ (M W)

国名	国別 整理 番号	名	称	使用言語	発行状況	所	蔵	範	囲	- 整理区分
						発行年次	番	号	主な欠号	
42 マラウイ (MW)	1	Patent Jonrnal Mark Journal 工業所有権公報	and Trade	英語	月刊	1984~			1984 11 ~ 12 1985 1	発行日順

概 要 備 考 1. 各種案内(公報掲載締切日・料金表・購読料) 1.特許 (1) 種 類 2.特許関係 (1) 未決方式審査リスト 特許 (出願番号、提出日、権利発効日、出願人住所、 追加の特許 発明の名称) (1949年のイギリス特許法に基づいている。) (2) 存続期間 (2) 登録リスト (出願番号・完全明細書提出日・登録日・出願 完全明細書の提出日から特許については16年、通常は 5年、例外的に10年の延長を申請することができる。 人名・分類・発明の名称) (3) その他リスト (3) 方式審査 (期間延長リスト・特許証リスト・料金未納に 完全明細書18ケ月以内に提出。 (4) 公告異議申立制度あり(公告から3ケ月以内) よる無効リスト・その他) (5) 実施義務は調印から3年以内。 3.商標関係 (1) 一般事項 2.商標 (1) 種 類 (制度の解説・その他) (2) 登録番号順商標見本 商標登録簿別に分けられる。 (登録番号・クラス・指定区分の明示・書誌的 A、B、C、Dに分類されている。 A~B、イギリス登録簿に大部分一致している。 事項・商標見本) (3) 商標法97条の規定による登録商標リスト C証明商標を含む。国際商品分類採用1~34類。 (4) 商標の更新・変更及び譲渡リスト D防護標章。 (2) 存続期間 出題の日から7年間、その後は14年の期間毎の更新。 (3) 公告・異議申立 不使用取消:5年 (公告日から2ヶ月以内)制度あり 3.意匠

(1) 存続期間

5年間、同一の期間につき、2回更新できる。